

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)
平成 28 年9月 12 日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの **2件**

国 民 年 金 関 係 **1件**

厚生年金保険関係 **1件**

厚生局受付番号 : 関東信越（受）第 1600212 号
厚生局事案番号 : 関東信越（国）第 1600037 号

第1 結論

昭和 49 年 4 月から昭和 54 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 49 年 4 月から昭和 54 年 3 月まで

私の国民年金の加入手続は、いつ頃、誰が行ったのか、わからないが、私は、昭和 49 年 4 月に結婚し、その後は、妻が夫婦二人分の国民年金保険料を同じ日に、同じ場所（市役所、銀行又は郵便局のいずれか）で納付していたはずなのに、私の分だけ未納とされているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求者自身では国民年金の加入手続を行っておらず、国民年金保険料も自分で納付したことは一度もない旨陳述しており、請求者の妻は、「夫の国民年金の加入手続を行っていないが、夫婦二人分の保険料を同じ日に、同じ場所で納付していた記憶がある。」と陳述しているものの、納付額、納付時期等に関する具体的な記憶が明確ではないことから、請求者の国民年金の加入手続及び保険料納付の状況は不明である。

また、請求者の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和 54 年 4 月頃に A 市において払い出されたと推認され、この頃に、初めて請求者の国民年金の加入手続が行われ、20 歳到達時に遡って国民年金の被保険者資格を取得していることから、当該払出時点では、請求期間のうち、昭和 49 年 4 月から昭和 51 年 12 月までの期間は、時効により国民年金保険料を納付できない期間となっている。

さらに、請求者の国民年金手帳記号番号が払い出されたと推認される昭和 54 年 4 月時点では、請求期間のうち、昭和 52 年 1 月から昭和 53 年 12 月までの期間は、過年度納付が可能であり、昭和 54 年 1 月から同年 3 月までの期間は、現年度納付することが可能となるところ、上記のとおり、国民年金保険料の納付状況は不明である上、請求期間の保険料を納付したとする請求者の妻は、昭和 52 年 1 月から昭和 53 年 12 月までの期間は、現年度納付をしており、昭和 54 年 1 月から同年 3 月までの期間は、請求者の当該払出時点より前の同年 2 月 19 日に納

付していることが確認できることから、請求者の妻が夫婦二人分の保険料を同じ日に納付していたとは考え難い。

加えて、社会保険オンラインシステムの氏名検索等により調査したものの、請求者に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに請求期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越（受）第 1600222 号
厚生局事案番号 : 関東信越（厚）第 1600127 号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社B本部における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 30 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 53 年 4 月 1 日から昭和 56 年 12 月 1 日まで

昭和 53 年 3 月に大学を卒業し、同年 4 月から A 社 B 本部に正職員として就職した。入社当時から厚生年金保険に加入していたはずだが、その資格取得日は昭和 56 年 12 月 1 日と記録されており、就職してから 44 か月間は、厚生年金保険に加入していない記録となっている。間違いなく請求期間に勤務していたので、資格取得日を訂正し、年金額に反映する記録にしてほしい。

第3 判断の理由

A 社 B 本部から提出された在職証明書及び複数の同僚の回答により、請求者は請求期間において当該事業所に勤務していたことが認められる。

また、請求者が氏名を記憶する同僚及び請求期間前後に厚生年金保険の被保険者資格を取得した同僚に照会し、回答があった複数の同僚は、「学卒で就職した職員は、入社と同時に厚生年金保険に加入できたと思う。」と回答しており、当該同僚のうち数人は、学校を卒業した年齢の 4 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得している。

しかしながら、同僚の一人は、学校を卒業して就職してきた人達は、すぐに加入できる人もいたが、当時、就職してすぐに辞めてしまう職員が多かったので、就職してから一定期間経過後に厚生年金保険に加入できた旨陳述し、別の同僚は、事業所は職員の勤務態度等を考慮し厚生年金保険の加入時期を決めていたようで、理由はよくわからないが、職員全員が就職と同時に社会保険に加入できた訳ではなかったと思う旨回答しており、その同僚二人を含め複数の同僚は、就職後一定期間経過後に厚生年金保険の資格を取得していることが確認できることから、A 社 B 本部は、厚生年金保険の資格取得の時期について、全ての職員に対して必ずしも同じ取り扱いをしていなかったことがうかがえる。

さらに、A 社 B 本部は、請求者の請求内容どおりの届出を行い、厚生年金保険料を納付した

と思うが、保管期間の経過により関連資料を廃棄した旨回答しており、事業所からは、請求者に係る資格取得日の届出及び給与からの保険料控除について確認することができない。

加えて、請求者の厚生年金保険に係る年金手帳の記号番号払出簿及び健康保険厚生年金保険被保険者原票により、オンライン記録の資格取得年月日とほぼ同時期に、請求者の厚生年金保険の資格取得の手続が行われたことが推認できる。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。